

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第7号

答申番号：令和3年度答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

新型コロナウイルス感染症（以下「本件感染症」という。）の影響で請求人の長男の生活習慣が崩壊し、請求人の仕事を短時間勤務に変更せざるを得なくなり、収入が減少して生活費に困窮しているという事情を考慮せず、前年の所得を理由に原処分を行ったことは違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

児童扶養手当法（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく児童扶養手当（以下「手当」という。）は、法第9条第1項の規定により、受給者の前年の所得が児童扶養手当法施行令（以下「政令」という。）第2条の4第2項の表第2欄に定める額（所得限度額）を超えた場合は、その全部が支給されないとされており、請求人はこれに該当するため手当の全部の支給を停止したのであるから、原処分は、法令の規定に基づき適切に行われており、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 手当は、扶養親族等が1人の場合、その前年の所得が230万円を超えるときは、その全部の支給が制限されるどころ、請求人の所得の額が230万円を超えることが認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年6月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条

第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その全部又は一部を支給しないものとされており（法第9条第1項）、扶養親族等が1人であるときは、230万円が手当の全部を支給しない場合の限度額とされている（政令第2条の4第2項）。

そこで、本件についてみると、請求人は、障害者である児童1人を扶養していると認められ、政令に定める所定の控除額を控除すると、請求人の所得は、限度額（230万円）を超えているから、手当の支給制限を受けることとなる。こうした事実関係からすると、請求人の所得が限度額を超えるとして、手当の全部を制限することとした処分庁の判断には、違法、不当な点は認められない。

なお、請求人は、本件感染症の拡大に伴って長男の生活状況が変化したことによる稼働状況の変更とそれに伴う本年の所得減少を考慮することなく、前年の所得状況を基盤に行われたことを理由として原処分の違法性を主張する。この点、法は、手当の支給制限に係る第9条乃至第11条の規定が適用されない場合として、震災等に類する災害によって損害を受けた場合（法第12条）を掲げるものの、当該規定の枠内において本件感染症の拡大に伴う所得減少に対応することは予定されていないというべきであり、本件感染症の拡大に伴って生じた所得の減少について、これに何らかの措置を講じることが求められるとしても、それは本件手当制度によってではなく、他の施策や制度の活用によって対処すべきであると考えられる。したがって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

## 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子